

重症心身障害療育学会学術集会開催規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会（以下「協会」という。）の主催する重症心身障害療育学会学術集会（以下「学術集会」という。）を開催するために必要な各事項について規定する。

(開催)

第2条 学術集会は年1回開催する。開催時期は10月第1週の木曜日・金曜日を基本とする。

(担当施設の推薦)

第3条 東日本施設協議会及び西日本施設協議会は、それぞれの施設協議会が交互に学術集会開催の実行委員長及び実行委員会を受託する施設（以下、「担当施設」という。）を推薦する。

推薦時期は、当該地区施設協議会内にて開催される学術集会の開催3か月前までとし、次々回の担当施設を推薦する。

(任命)

第4条 協会理事会は、各協議会から推薦を受けた担当施設について承認を行い、理事長が実行委員会委員長を任命する。また、任命に際しては、実行委員会委員長選任通知書を発行する。

(担当施設の公表)

第5条 学術集会までに開催される理事会において、次々回の担当施設について協議し承認を行う。理事長は、閉会式にて次次回担当施設を公表する。

(準備会議の開催)

第6条 学術集会の準備に際して定期的に学術集会準備会議（以下、「準備会議」という。）を開催する。メンバーは協会事務局と実行委員会とする。必要時には、会長・学術委員長・実行委員会委員長が出席する。学術集会当日の2年前から1年前までは2～3か月に1回、1年前からは1か月に1回の頻度で開催する。

(会場の決定)

第7条 学術集会会場は、実行委員会にて選定・予約を行い、準備会議にて決議し、会長が承認する。

(委託業者の選定)

第8条 学術集会の準備と当日の会場及び運営に関して、協会事務局または実行委員会が委託業者を選定することができる。選定に関しては準備会議内で決議して会長が承認する。

(委託業者との契約)

第9条 学術集会運営を業者に委託する場合には、主たる契約者は協会とし、契約書を取り交わすこととする。

(予算)

第10条 学術集会の開催に係る予算については、開催様式が同一である過去の決算額を参考にして事務局から実行委員会に対して、第1回目の準備会議において提示することとする。

(学術集会ホームページ)

第11条 学術集会のホームページについては、協会ホームページを利用するか、独自のホームページを開設するかについて準備会議で決議して会長が承認する。

(会告)

第12条 重症心身障害療育学会機関誌3月号に掲載する。実行委員会は掲載案を作成し事務局に提出する。会長の承認後に掲載する。

(プログラム)

第13条 2日間の学術集会においては、療育に包括される分野（生活介護、活動、訓練、医療、看護、相談支援など）を網羅できるように計画する。

(演題募集)

第14条 開催年度の4月中旬より6月中旬までを演題募集期間とする。期日の延長は実行委員会の判断に委ねるが、次項に定める2次査読に影響が出ないようにする。

(査読)

第 15 条 第 1 次査読を 7 月中旬までに実行委員会が行う。その結果をもって第 2 次査読を学術委員会が 8 月中旬までに行う。

(開催形式の決定)

第 16 条 学術集会（付随する会議、懇親会等を含む）の開催様式については対面式、Web 方式、ハイブリッド方式などを選択できるが、開催予定会場のキャンセルに支障をきたさない時期までに最終決定を理事会にて行う。

(収支決算)

第 17 条 事務局と実行委員会は、学術集会終了後 3 か月以内に学術集会に関する収支決算を行い、理事会に提出する。

(その他)

第 18 条 学術集会に関する参加費、特別講演、懇親会、広告協賛、施設見学などについては、準備会議において検討し、内容に応じて理事長、学術委員会、理事会のいずれかにおいて承認を得ることとする。

(会則変更)

第 18 条 本規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則 本規程は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。